

学長と法人の長を一致させる仕組みを 国立大学法人化時導入した経緯

二〇〇四年 国立大学法人化

二〇〇一年 遠山プラン 総合科学技術会議設置

一九九八年 橋本行革 中央省庁等改革基本法成立

一九九〇年 大学設置基準の大綱化 大幅な規制
緩和

一九八四年 臨時教育審議会 政府全体で教育問題を
議論 高等教育の個性化等の議論

一九七一年 中央教育審議会 46答申

一九六三年 大学院大学 38答申

一九四九年 新制国立大学 官立機関の再編統合

明治 帝国大学エリート教育

国立大学の法人化の考え方

法人化の目的

- 国立大学は我が国の高等教育と学術研究の水準の向上と均衡ある発展に大きな役割を果たしている。
- 自律的な環境の下で国立大学を一層活性化し、優れた教育や特色ある研究に積極的に取り組む、より個性豊かな魅力ある国立大学を実現すること等を目的として、国立大学を法人化。

新しい「国立大学法人」像について

(平成14年3月26日)

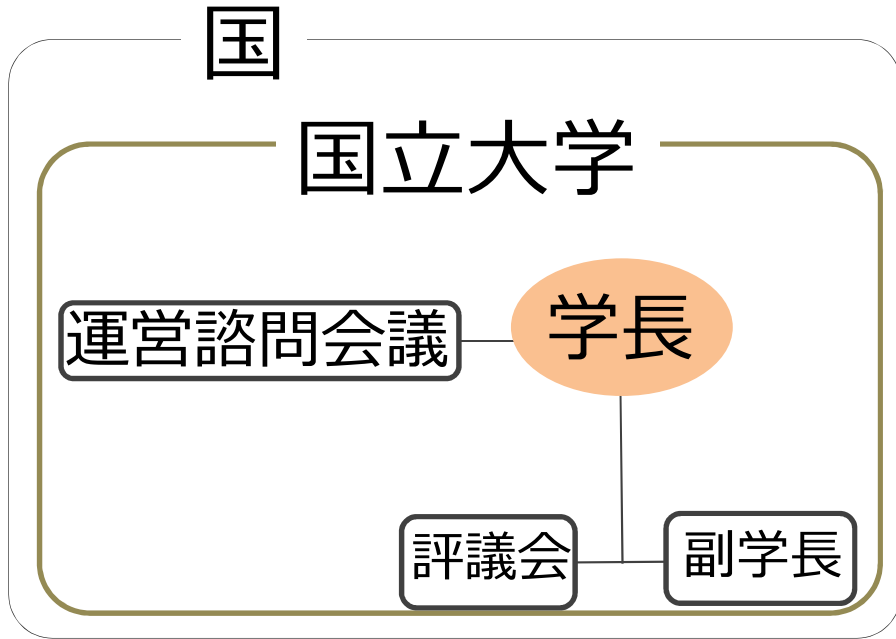
- ①大学ごとに法人化し、自律的な運営を確保
- ②「民間的発想」のマネジメント手法を導入
 - 「役員会」制の導入によりトップマネジメントを実現
 - 全学的視点から資源を最大限に活用した戦略的な経営
- ③「学外者の参画」による運営システムを制度化
 - 「学外役員制度」を導入
 - 役員以外の運営組織にも学外者の参加を制度化
 - 学外者も参画する「学長選考委員会」が学長を選考
- ④「能力主義」人事を徹底 ⇒ 「非公務員型」へ
 - 能力・業績に応じた給与システムを各大学の責任で導入
 - 事務職を含め学長の任命権の下での全学的な人事を実現
- ⑤「第三者評価」の導入による事後チェック方式に移行

法人化前の国立大学と国立大学法人との比較

	国立大学	国立大学法人
組織の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> ● 国家行政組織法上の施設等機関（文部科学省の内部組織） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法律により設立される<u>独立した法人</u>
国の関与（目標・計画等）	<ul style="list-style-type: none"> ● 日常的に主務大臣の包括的な指揮監督に服する ● 予算・組織上の要求等に際して、国側の事情を事実上反映 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>大臣の関与は、中期目標の策定、中期計画の認可等に限定</u> ● 中期目標の策定、中期計画の認可に際しては、<u>大学側の意見に配慮</u> ● 国立大学法人評価委員会が中期目標期間終了時に評価（教育研究面は大学評価・学位授与機構が評価）
予算上の制約	<ul style="list-style-type: none"> ● 組織、項、目等に区分され、流用等が制限されている。 ● 単年度主義の原則（支出予算の繰越は制限的） 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>運営費交付金は「渡しきり」、</u>使途の内訳は特定されない ● 運営費交付金は翌年度に繰越可能 ● 自己努力による余剰金は、予め中期計画に記載した使途に充当可能
他法人への出資	<ul style="list-style-type: none"> ● 出資不可 	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定の企業（TLO、VC、指定国立大学法人の特例等への出資が可能
人事任命	<ul style="list-style-type: none"> ● 文部科学大臣の任命権の下、管理職たる事務職員人事は国が管理 ● 学長、学部長等には外国人の任用不可 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>学長の任命権</u>の下、採用・承認等の決定も各大学の裁量 ● 外国人の学長等への任用も可能
給与	<ul style="list-style-type: none"> ● 法令で定められた給与体系 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大学の裁量で<u>弾力的な給与体系</u>が可能（給与基準は届出、公表）
サービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 国家公務員としての諸規制（兼業の原則禁止、詳細なサービス規定等） 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>各大学の裁量</u>（独自に定める就業規則による）

法人化によるガバナンス体制の変化

《法人化前》



学長：大学運営の包括的な責任者

副学長：学長の職務を助ける

運営諮問会議：

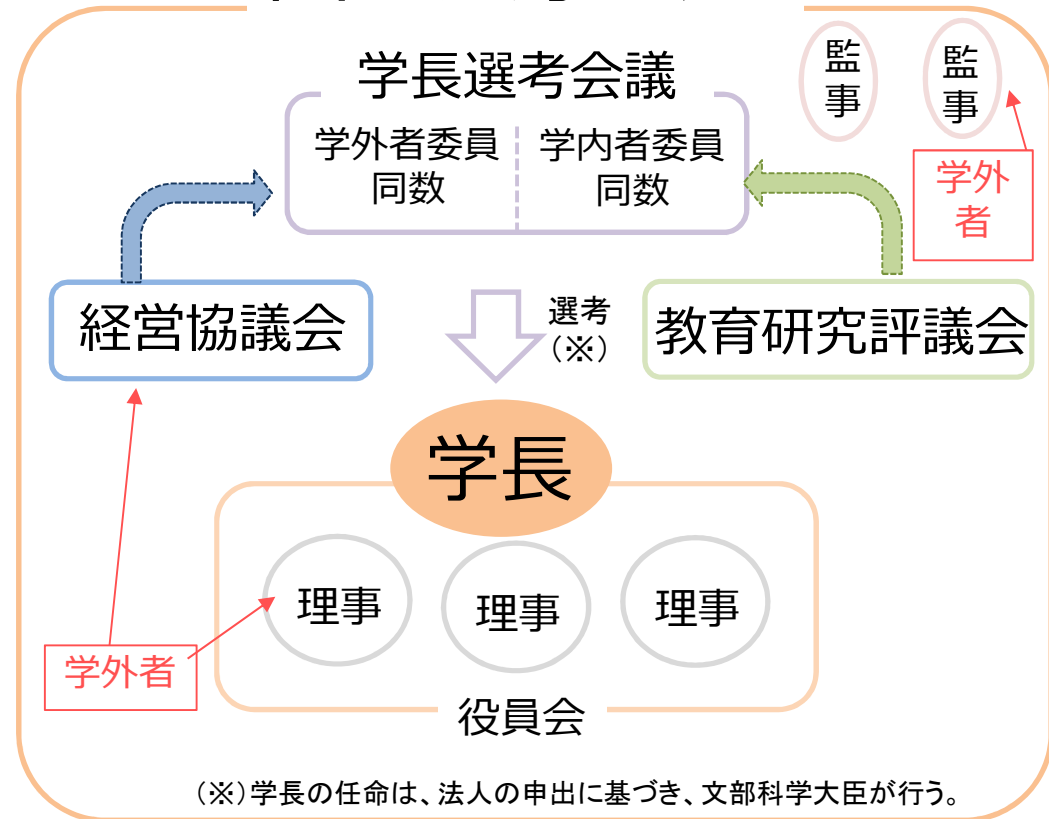
外部有識者から構成され、重要事項について学長の諮問に応じて審議、助言・勧告

評議会：

学部長など部局長を中心に、重要事項について審議する全学的審議機関。

《法人化後》

国立大学法人



(※)学長の任命は、法人の申出に基づき、文部科学大臣が行う。

学長：法人を代表し、業務を総理

監事：法人の業務を監査

理事：学長を補佐し、業務を掌理

役員会：重要事項について議を経て学長は決定

経営協議会：経営に関する重要事項を審議

教育研究評議会：教育研究に関する重要事項を審議